法人県民税の課税・非課税の 判 定 表

(社会福祉法人・更生保護法人・学校法人)

法人番号	
法人名	
事業年度	~

				事業年度		~	
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額又は欠損金額 (O以下の場合は、②以下は記載せずに「判定」欄の「非課税」に〇)						
	加算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額			2		
		かったもの 所得計算上益金とされな いるともの	受取配当金で益金とされなかった金額			3	
			還付を受けた法人税額等			4	
						⑤	
						6	
						7	
						8	
		加算計				9	
	減算	かったもの所得計算上損金とされな支出した金額で法人税の	寄附金の損金不算	入額		10	
			法人税明細書別表四	こおいて損金不	算入とした法人税額	11)	
			法人税明細書別表四	こおいて損金不	算入とした附帯税額	12	
						13	
						14)	
						15	
		減算 計				16	
	収益事業から生じた所得金額(①+⑨-⑥)					17)	
判定	⑪×90/100 (1円未満の端数切捨て)					18	
	以上である場合 ・・・ 非課税 ②の金額が®の金額 未満である場合 ・・・ 課税					非部	果税、課税のどちらかに ○を付けてください。

備考

この判定表は、次の書類を添付して法人県民税・事業税・特別法人事業税の申告書(省令第6号様式)と併せて提出してください

- ・決算書
- 法人税申告書 別表一
- •法人税明細書 別表四
- ・法人税明細書 別表十四(二)

「法人県民税の課税・非課税の判定表」記載の手引

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第 152条第5項の法人が地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により、法人県民税の課 税・非課税の判定をする場合に使用してください。

各欄の記載の仕方

①欄	法人税明細書別表四の「所得金額又は欠損金額」欄の金額を記載してください。 なお、①欄の金額が0以下となる場合は、②欄~®欄の記載は不要です。「判定」の欄 の「非課税」を〇で囲んでください。
②欄	当該事業年度中、収益事業から非収益事業に支出した金額(法人税明細書別表十四 (二)の「損金算入限度額の計算」欄中の「同上以外のみなし寄附金額」欄の金額)を記載してください。
③欄	当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法 人税明細書別表四の「減算」欄中の「受取配当等の益金不算入額」欄の金額)を記載して ください。
4)欄	法人税明細書別表四の「減算」欄中の「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄及び「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」欄の金額を記載してください。
5欄~8欄	③欄及び④欄以外に当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四で減算した金額)を記載してください。 なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するもの(減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等)は含めません。
⑩欄	損金算入限度額を超えた寄附金の金額(法人税明細書別表四の「寄附金の損金不算入 額」欄の金額)を記載してください。
⑪欄	法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額(法人税明細書別表四の「加算」欄中の「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)」欄及び「損金経理をした納税充当金」欄の金額のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額)を記載してください。
12)欄	当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表四の「加算」欄中の「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税」欄の金額)を記載してください。
③欄~⑤欄	①欄~②欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額(法人税明細書別表四で加算した金額)を記載してください。 ただし、次の金額は含めません。 ア 法人税明細書別表四の「加算」欄中の「損金経理をした道府県民税及び市町村民税」欄の金額 イ 法人税明細書別表四の「加算」欄中の「損金経理をした納税充当金」のうち道府県民税及び市町村民税に充てる金額 ウ 法人税明細書別表四の「加算」欄中の「減価償却の償却超過額」欄の金額エ その他各種引当金、準備金等なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
18欄	記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。